

指定就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況

調査概要

全国の就労継続支援A型のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の状況等を調査。(平成29年12月末時点の状況)

調査結果

- 実態把握を行った3,036事業所のうち、経営改善計画書の提出が必要ない事業所は879(29.0%)、必要がある事業所は2,157(71.0%)
- 経営改善計画書を提出する必要がある事業所2,157のうち、提出済み事業所は1,769(82.0%)
- 経営改善計画書の提出の必要がある事業所2,157のうち、営利法人の設立5年未満の事業所が約半数(49.7%)。

【経営改善計画書の提出状況】

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし (生産活動収支≥利用者賃金)		必要あり (生産活動収支<利用者賃金)		提出済	提出率
			数	割合	数	割合		
都道府県(47)	2,209	1,784	530	29.7%	1,254	70.3%	986	78.6%
指定都市(20)	912	618	158	25.6%	460	74.4%	412	89.6%
中核市(48)	710	634	191	30.1%	443	69.9%	371	83.7%
合計	3,831	3,036	879	29.0%	2,157	71.0%	1,769	82.0%

【経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳】

法人種別	5年以上		5年未満		合計
	数	割合	数	割合	
社会福祉法人	160	7.4%	89	4.1%	249
営利法人	252	11.7%	1,073	49.7%	1,325
非営利法人(NPO)	134	6.2%	192	8.9%	326
その他	33	1.5%	224	10.4%	257
計	579	26.8%	1,578	73.2%	2,157

※ 指定事業所数は、実態把握済み事業所数及び実態把握中の事業所数、新規指定事業所数を含む。

※ 経営状況未把握の指定権者は2自治体である。